

# 実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実

【施策の方向1】子どもの権利の尊重 【施策の方向2】ひとり親家庭の自立支援の推進口 【施策の方向3】子どもの発達支援体制の充実

【施策の方向4】障害のある子どもへの支援の充実 【施策の方向5】社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必用がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 子どもの権利の尊重	1			児童虐待防止への意識啓発	児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待対応マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。	子育て相談課		*11月の児童虐待防止推進月間に市内公共施設、医療機関等に啓発ポスターを掲示(一部は通年掲示) *11月に児童虐待防止講演会を開催 *10月発行の機関誌、11月1日号の広報で、児童虐待防止推進月間について掲載	○	児童虐待問題への意識啓発が図れた。興味関心の高い内容で実施できるよう、テーマ、対象者、講師の選定等について検討を行い、啓発事業を継続していく。	継続
	2			児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や要保護児童の適切な保護、要支援児童の適切な支援を図るため、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。	子育て相談課		*要保護児童対策協議会の実施 ・実務者会議3回、代表者会議1回(うち実務者2回、代表者1回は書面開催) ・関係者会議 40回実施 *児童虐待防止講演会の開催	○	会議開催により、連携強化や要保護児童に対しての適切な支援方法の共有が図れた。今後も会議開催により、関係機関との連携を強化するとともに、効果的な会議のあり方について検討していく。	継続
	3	再		乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3~4か月、6~7か月、9~10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安を抱える親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。	子育て相談課		*3~4か月児健診 年12回 290人 *6~7か月児健診 281人 *9~10か月児健診 280人 *1歳6か月健診 年12回 340人 *3歳児健診 年12回 366人	○	乳幼児期の健診を定期的実施し、発育・発達の確認や異常の早期発見・早期対応を図った。乳児期からの関わりとして、3~4か月児健診に臨床心理士を配置し、発達の遅れが心配される乳児と保護者の相談に応じ、家庭での関わり方について助言を行った。特に支援の必要な家庭に対しては、妊娠期の関わりのほか、各節目の健診において、地区担当が面接を行い切れ目ない支援の充実を図っていく。	継続
	4			訪問事業等による養育支援家庭の把握	乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることで、児童虐待の発生予防に努めます。	子育て相談課		*養育支援家庭の把握 278件 (乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導時に確認)	○	乳児の発育・発達や産婦の心身の状況を確認し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業に繋ぐなど早期発見・早期対応を図っている。引き続き、感染予防に留意しながら、訪問率の向上と必要に応じた適切な支援の提供に努め、児童虐待の未然防止に努めていく。	継続
	5	☆再		養育支援訪問事業	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	子育て相談課		*専門的相談支援:87家庭(187ケース) 319回 *育児・家事援助(ヘルパー派遣):7家庭 49回(49時間)	○	専門的知識や経験を有する職員が行う相談・指導と、ヘルパー派遣により、児童虐待の未然防止、育児不安の軽減が図れた。乳児家庭全戸訪問事業や母子保健型の利用者支援事業などとの連携を密に行い、支援を要する家庭の適切な利用に繋げていく。	見直し
	6			子育て相談	子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。	子育て相談課	教育支援課	*関係機関と連携した相談事業の実施	○	今後も関係機関と連絡調整を図り、効果的な相談事業を実施していく。	継続
	7	再		多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。 また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校など問題行動の未然防止や改善につなげていきます。	教育相談室	子育て相談課 教育支援課	*スクールソーシャルワーカーの勤務時間の拡充によるいじめ、不登校などの問題行動や早期対応に支援が必要な児童・生徒・保護者に対するきめ細かな支援 *不登校または登校しぶりの児童・生徒に対する家庭と子どもの支援員を活用した登校支援 *ハーモニースクール・はむらにおいて、児童・生徒の居場所づくりを進め、早期の学校復帰の支援 *教育相談員による教育相談室での相談事業や各学校への巡回相談の実施 *スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員、ハーモニースクール・はむら指導員、教育相談員のほか、スクールカウンセラーや子ども家庭支援センターなどとの連携による更なる支援体制の充実	○	よりきめ細かな対応を実現させるため、スクールソーシャルワーカーの人員と活動時間の充実が必要になっている。 家庭と子どもの支援員を有効に活用するため、学校に対して更なる周知を図っていく。 児童・生徒の最適な学びの場を確保するため、学校・スクールソーシャルワーカー・教育相談室との更なる連携を図っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	8		再	子どもや若者の育成支援	若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	子育て支援課		*ひきこもり合同相談会の実施 参加者11人 *ひきこもり巡回相談会の実施 参加者2人 *窓口でのひきこもり相談 2人 (講演会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止)	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続
	9			子どもの学習支援事業	経済的な事情で学習の機会に恵まれない中学生に対する学習支援や学習の場の提供を行います。支援員と学習ボランティアが勉強の仕方をサポートし、学力及び学習意欲の向上と学習習慣の定着を図ります。	社会福祉課		*中学生を対象とした学習支援の実施 毎週水曜日午後5時30分～2時間程度 ・参加人数 10人 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止した期間あり)	○	引き続き、経済的な事情による学習の機会が少ない中学生に対する支援に取り組んでいく。	継続
2. ひとり親家庭の自立支援の推進	1			ひとり親家庭への情報の提供	ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。	子育て相談課		*「ひとり親福祉のしおり」の発行	○	「ひとり親福祉のしおり」を発行し窓口で配布、また、相談時に活用するなどし、制度の周知に努めた。今後も制度周知を徹底するため、積極的に活用していく。	継続
	2			母子・父子自立支援員活動	ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。	子育て相談課		*母子・父子自立支援員による生活や離婚、子ども、経済的支援などの総合相談の実施 ・相談実績 延1,109件	○	ひとり親家庭が抱える悩みごとについて、自立に必要な情報提供や相談指導の充実を図った。今後も様々なひとり親家庭のニーズに合わせ、制度の情報提供や相談指導を行っていく。	継続
	3			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かく継続的な自立・就労支援を実施します。	子育て相談課		*「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知 *児童扶養手当現況届の通知送付時のチラシ同封 ・令和3年度プログラム策定数 11人(母子家庭の母親11人)	○	職業安定所と連携しつつ、きめ細やかな就労支援を行うことでひとり親家庭の自立促進を図った。今後も職業安定所との連携を強化し、就労支援を通してひとり親家庭の自立促進を図っていく。	継続
	4			ひとり親家庭の就業等を支援する事業	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業、及び教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	子育て相談課		*「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイトなどによる制度周知 *給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業の支援 ・令和3年度実績 高等職業訓練促進給付金2人 24ヶ月支給 2,526,000円 高等職業訓練修了支援給付金1人 50,000円 自立支援教育訓練給付金2人 575,990円	○	給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業の支援を図った。今後も制度の周知に努め、ひとり親家庭の安定した就労支援を図っていく。	継続
	5			ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。	子育て相談課		*「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知 *ひとり親家庭の相談や子ども家庭支援センターの相談内容により、援護を必要とするひとり親世帯の利用促進 ・令和3年度実績 2世帯(延利用回数236回) 2,711,820円	○	ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と子どもの健全な生活の安定を図った。今後も援護を必要とするひとり親世帯に対し、制度周知の徹底や利用促進に努めていく。	継続
	6			ひとり親家庭休養ホーム事業及びレクリエーション事業	指定施設の利用料を助成することで、ひとり親家庭の休養及びレクリエーションの充実を図ります。	子育て相談課		*羽村市自然休暇村の宿泊費の一部を助成する休養ホーム事業は、自然休暇村の閉館に伴い、令和3年度末で事業廃止。 *市内レクリエーション施設の利用回数券の一部助成制度は、新型コロナウイルスの影響もあり、利用実績の減少が止まらず、令和2年度末で事業を廃止	廃		廃止



施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	7			母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て相談課		*養育困難やDV被害、居所なしにより援護が必要な世帯に対し、施設入所による措置 *継続入所者に対する自立に向けた支援の継続実施 ・令和3年度入所世帯1世帯 4,522,941円	○	施設に入所し保護することで、子どもと母親が共に生活ができ、様々な自立のための支援が図れた。継続入所者については関係機関と連携し、自立促進や退所に向けた支援を実施した。今後も関係機関との連携を強化し、入所者に寄り添い、自立促進や退所に向けた生活支援に努めていく。	継続
	8			母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。	子育て相談課		*「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知 *母子・父子自立支援員による相談を通じて資金貸付制度の情報提供を積極的に行い、必要な貸付を実施 ・母子・父子福祉資金 新規貸付件数13件 4,844,000円 継続貸付件数24件 19,529,880円 ・女性福祉資金 貸付実績なし	○	経済的自立と生活意欲の助長を図り、ひとり親家庭や、女性の福祉の増進を図った。今後も貸付制度の周知により、適切にひとり親家庭、女性の経済的自立の促進を図っていく。	継続
	9			児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。	子育て相談課		*児童扶養手当の支給 第1子:延児童数 5,204人、支出額 192,209,200円 第2子:延児童数 2,226人、支出額 21,043,880円 第3子以降:延児童数 844人、支出額 4,853,320円 *児童育成手当(育成手当) 育成手当:延児童数 10,748人、支出額 145,098,000円	○	ひとり親家庭への経済的支援を行うことで、生活の安定と自立を支援した。今後も適正な支給に努めていく。	継続
	10			ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。	子育て相談課		*ひとり親家庭等の医療費助成 ・世帯数 476世帯、対象者数 853人 助成件数 9,230件、助成額 22,902,168円	○	各課と連携し制度の周知に努め、ひとり親家庭の経済的支援を行った。今後もひとり親家庭の支援に努めていく。	継続
3. 子どもの発達支援体制の充実	1			健康診査等	発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。	子育て相談課	子育て支援課 学校教育課	*妊婦健康診査受診者数 延べ3,478件 ・3～4か月児健診 年12回 290人 ・6～7か月児健診 281人 ・9～10か月児健診 280人 ・1歳6か月健診 年12回 340人 ・3歳児健診 年12回 366人	○	妊娠中から乳幼児期、学童期における節目の健診を実施し、発育・発達障害や疾病の早期発見・早期治療に努めている。引き続き、健診の対象となる方が確実に受けられるよう受診勧奨に努めていく。	継続
	2			早期療育に結びつけるための関係機関との連携	各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。 また、保護者が安心して相談できる環境を整え、関連部署や関係機関と連携して、子どもの発育・発達を促すことができるよう支援します。	子育て相談課	障害福祉課 子育て支援課	*各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対する必要に応じた専門医療機関や福祉サービスの紹介	○	引き続き、保護者に関係機関の紹介を通じて不安軽減を図りながら、子どもの発育・発達も促せるよう支援していく。	継続
	3		再	幼稚園・保育園等への定期巡回相談	臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達に支援を要する子どもに関して、幼稚園教諭や保育士に助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切に、切れ目のない発達支援体制を目指します。	子育て相談課		*市内幼稚園・保育園等巡回相談事業の実施 ・施設数:23ヶ所 ・合計訪問件数:79件 ・延相談件数:168件	○	引き続き、臨床心理士等の専門職が観察や助言等を幼稚園・保育園に対し行うことで、発達に支援を要する子どもの成長を見守る体制づくりに努めていく。	継続
	4			子どもの発達に関する総合相談	子どもの発達に関する相談に、臨床心理士等が対応します。必要に応じて、適切な機関につなげます。	子育て相談課		*子どもの発達に関する総合相談事業の実施 ・就学前 相談人数 81人 延相談件数 106人 ・就学後 相談人数 13人 延相談件数 20人	○	引き続き、適切な機関や担当部署へ繋いでいく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	5			地域での専門相談「ちょこっと広場」	子育て中の気になることを、気軽に、専門職に相談できるよう、児童館で「ちょこっと広場」を実施します。相談には、発達相談員(臨床心理士・言語聴覚士等)が対応します。	子育て相談課		*ちょこっと広場事業 ・こころの相談(臨床心理士) 開催日数:12回 延件数:3件 ・ことばの相談(言語聴覚士) 開催日数:23回 延件数:84件	○	新型コロナウイルスの感染予防に留意しながら、事業を実施していく。	継続
	6	再		発達障害に関する啓発講演会	発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方等について、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。	子育て相談課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課 教育支援課 教育相談室	*啓発講演会の実施 「支援が必要な子どもを共に育てる／別に育てる」～子どもたちの共生社会をめざして～」をテーマとした講演をYouTube「羽村市公式動画」で配信 講師:五月女 友美子 氏(公立福生病院小児科医師) 視聴回数:190回	○	引き続き、発達支援に対する理解と対応方法などの普及啓発のため、感染予防に留意しながら実施していく。	継続
	7			発達支援体制の検討会	発達支援における具体的な内容、今後の方向性など諸々の事項について検討し、切れ目のない発達支援を行なうための組織的な体制の充実を図るため、庁内関係部署による検討会を実施します。	子育て相談課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課 教育支援課 教育相談室	*プロジェクト全体会議2回 ①就学にかかる支援体制の課題検討会議 2回 ②はばたきファイルの課題検討会議 0回 ③中学卒業から就労までの課題検討会議 2回	○	平成28年度から検討を重ね、切れ目のない発達支援体制の構築を目指したプロジェクトチームによる検討は、「羽村市発達支援体制を検討するプロジェクトチーム 報告書」をもって令和3年度末に終了とし、今後の発達支援に関する取組みについては、各部署がもつ個別支援計画に委ねるものとした。 また、事業所の参入による新たな課題(ヤングケアラー・ひきこもり等)を検討する際は、別途、子ども家庭部(子育て相談課)・福祉健康部(障害福祉課)・生涯学習部(教育支援課・教育相談室)で、必要に応じて協議の場を設けることとする。	廃止
4. 障害のある子どもへの支援の充実	1			各種手当の支給	障害のある子どもまたはその保護者への手当として、要件に応じて、「児童育成手当(障害手当)」「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」「重度心身障害者手当」「難病患者福祉手当」を支給します。	障害福祉課		*障害児福祉手当 26人 4,062,240円 *難病患者福祉手当 400人 30,967,500円 (大人も含むすべての人数、額) ※重度心身障害者手当は、東京都が支給。	○	障害者(児)への支援として、今後も引き続き実施していく。	継続
						子育て相談課		*児童育成手当(都障害手当) ・延児童数 639人、支出額9,904,500円 *児童育成手当(市障害手当) ・延児童数 1,082人、支出額 13,631,000円 *特別児童扶養手当 ・受給者数 78人(手当は東京都で支給)			
	2			各種医療費の助成	障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)」「小児精神障害者入院医療費助成」「小児慢性疾患医療費助成」「心身障害者(児)医療費助成」「難病医療費等助成」を実施します。	障害福祉課		*自立支援医療費(精神通院医療):1,595人(大人も含むすべての人数) *小児精神障害者入院医療費助成:2人 *小児慢性疾患医療費助成:43人 *小児障害者(児)医療費助成:546人(大人も含むすべての人数) *難病医療費助成:609人(大人も含むすべての人数)	○	障害者(児)への支援として、今後も引き続き実施していく。	継続
子育て相談課		*育成医療 助成件数 2件、助成額 3,308円	障害のある子どもを扶養している家庭への支援を行った。今後も引き続き、支援を実施していくとともに、制度の周知に努めていく。								



施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3			特別支援教育就学奨励費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。	教育支援課		*小学校対象者人数:54人(令和2年度:55人)、特別支援教育就学奨励費支払い金額:3,638,007円(令和2年度:3,668,717円) *中学校対象者人数:20人(令和2年度:12人)、特別支援教育就学奨励費支払い金額:2,344,101円(令和2年度:1,219,018円)	○	小学校特別支援学級在籍数88人(令和2年度:97人)、中学校特別支援学級在籍数38人(令和2年度:30人)となっている。 中学校での特別支援学級(自閉症・情緒障害)が開級することや、就学相談・転学相談の受付件数が増加していることから、特別支援学級在籍児童・生徒の増加が予想されており、特別支援教育就学奨励費支払い金額の増加も見込まれるため、就学奨励費の一部に支払い上限額を設定し運用していく。	継続
	4		再	統合保育の推進	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育つことができるよう、統合保育の推進に努めます。 また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取組みを支援します。	子育て支援課	障害福祉課 子育て相談課	*各園からの要請に応じ、関係機関からの助言による適切な保育の実施 *保育施設への医療的ケア児受入れガイドラインに基づく医療的ケア児の受け入れの実施 私立保育園 2園 *令和4年度入所希望児童について、受入れ先施設や各支援機関との情報共有に基づく受入れ体制の確立	○	ガイドラインに基づく医療的ケア児の保育施設への受入れ、保育施設への財政支援や施設間での受け入れ方法の情報共有等を行い、保育サービスの充実を図る。 また、庁内の関係部署で情報交換、連携により、医療的ケア児への支援の充実について検討していく。	継続
	5			児童発達支援事業	障害のある子どもに日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援事業の利用を支援します。	障害福祉課		*児童発達支援事業の利用支援 4事業所 ・利用者 37人 ・延利用日数 1,713日	○	サービスの利用希望には応えられている状況であり、今後もサービスの提供を継続するとともに、事業者連絡会等を通し、連携強化と事業所の質の向上に努めていく。	継続
	6			保育所等訪問支援事業	障害のある子どもが利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等や助言を行い、子どもの成長を支援します。また、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。	障害福祉課		*保育所等訪問支援事業の実施 ・利用者 1人 ・延利用日数 6日	○	現在、市内でサービスの展開を予定している事業者はない状況であり、サービスの提供機関が少ないため、引き続き、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図っていく。	継続
	7			日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないときに、障害のある子どもの日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課		*日中一時支援事業の利用 0件	○	サービスの提供機関が少ないため、市内外の事業所とも連携を図りながら、必要時に利用できるよう努めていく。	継続
	8			日中一時支援事業「青い鳥」	心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。	障害福祉課			廃	利用者の減少等により、令和2年度で事業を廃止した。	廃止
	9			中等度難聴児発達支援事業の実施	中等度難聴児(身体障害者手帳の交付対象とならない子ども)に対して、補聴器の使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課		*補聴器の購入費用の一部助成 0件	○	引き続き、購入費用の助成を継続していく。また、事業内容について関係機関と共有していく。	継続
	10		再	放課後等デイサービス事業	障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスの利用を支援します。	障害福祉課		*放課後等デイサービスの利用支援(6事業所) ・延利用者数 1,958人 ・延利用日数 18,119日	○	事業者との連絡会等により連携強化や質の向上に努め、また、重症心身障害児向けのサービスについて参入を促していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	11		再	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます	教育支援課	障害福祉課 子育て支援課 学校教育課 教育相談室	*通常学級における特別支援教育支援員を全校に配置 *幼稚園、保育園等と連携しながら個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施 *特別支援教育講演会を感染防止の観点から動画配信の形で実施 *特別支援教育に携わる教員の専門性・資質向上のための研修を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は回数を減らして実施)	○	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、通常の学級の教員が特別支援教育に関する理解を深め、適切な支援ができる資質・能力向上が必要となっている。特別支援教室や特別支援学級の整備、特別支援教育支援員の専門性強化について検討していく。	継続
	12			関係機関との連携	市内の小・中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等での特別支援教育体制を充実させるため、情報交換や特別支援教育に関する共通理解を深めていきます。	教育支援課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	*特別支援教育連絡協議会の開催 年3回 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は書面開催) *都立特別支援学校在籍児童・生徒の副籍交流事業として、羽村市内の小・中学校において交流を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、間接的な交流(学校便りのやりとり等)を主に実施)	○	今後も継続的に情報交換や共通理解を促進する機会を設けることに取り組んでいく。都立特別支援学校との連携による研修等を活用し、乳幼児期から就学時へのスムーズな引継ぎや就労を見据えた進路選択ができる継続した支援体制の構築を図っていく。	継続
	13			自立に向けた障害福祉サービスの提供	自立に向けた訓練としての移動支援や、保護者の休息等を目的とした短期入所など、必要なサービスを提供します。	障害福祉課		*社会参加のための移動支援やレスパイト等を目的とした短期入所事業の実施 【移動支援】 ・利用者 8人 ・延利用時間 283.75時間 【短期入所】 ・利用者18人 ・延利用日数604日	○	引き続き、必要なサービス提供を継続していくとともに、事業所の参入を促していく。	継続
	14			市役所内実習事業	就職を希望する障害のある人の就労能力の向上を目的に、職場体験の場として、市役所内実習事業に取り組んでいきます。	障害福祉課		*市役所内実習事業の実施 3回 (各回3人、実人数8人参加)	○	実施時期によっては参加者希望者が少ないときがある。引き続き、内容の充実と事業の周知に努めていく。	継続
5. 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実	1		再	多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。 また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校などの問題行動の未然防止や改善につなげていきます。	教育相談室	子育て相談課 教育支援課	*スクールソーシャルワーカーの勤務時間の拡充によるいじめ、不登校などの問題行動や早期対応に支援が必要な児童・生徒・保護者に対するきめ細かな支援 *不登校または登校しぶりの児童・生徒に対する家庭と子どもの支援員を活用した登校支援 *ハーモニースクール・はむらにおいて、児童・生徒の居場所づくりを進め、早期の学校復帰の支援 *教育相談員による教育相談室での相談事業や各学校への巡回相談の実施 *スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員、ハーモニースクール・はむら指導員、教育相談員のほか、スクールカウンセラーや子ども家庭支援センターなどとの連携による更なる支援体制の充実	○	よりきめ細かな対応を実現させるため、スクールソーシャルワーカーの人員と活動時間の充実が必要になっている。 家庭と子どもの支援員を有効に活用するため、学校に対して更なる周知を図っていく。 児童・生徒の最適な学びの場を確保するため、学校・スクールソーシャルワーカー・教育相談室との更なる連携を図っていく。	継続
	2		再	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。	教育支援課	障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	*通常学級における特別支援教育支援員を全校に配置 *幼稚園、保育園等と連携しながら個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施 *特別支援教育講演会を感染防止の観点から動画配信の形で実施 *特別支援教育に携わる教員の専門性・資質向上のための研修を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は回数を減らして実施)	○	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、通常の学級の教員が特別支援教育に関する理解を深め、適切な支援ができる資質・能力向上が必要となっている。特別支援教室や特別支援学級の整備、特別支援教育支援員の専門性強化について検討していく。	継続



施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3		再	子どもや若者の育成支援	若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	子育て支援課		*ひきこもり合同相談会の実施 参加者11人 *ひきこもり巡回相談会の実施 参加者2人 *窓口でのひきこもり相談 2人 (講演会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止)	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続
	4			障害児支援から障害福祉サービスへの移行支援	年齢によるサービスの切り替えの際、計画相談支援事業所と相談し、介護給付や地域生活支援事業にスムーズに移行できるよう支援します。	障害福祉課		*18歳到達前に制度に関する説明や調整を行い、スムーズな移行支援の実施 *特別支援学校との懇談会の際に、年齢到達についての情報提供 (新型コロナウイルス感染症対策のため、懇談会は中止)	○	引き続き、移行支援に努めつつ、長期的な見通しを持ったサービス利用について、普及啓発を行っていく。	継続
	5			専門機関との連携	ひきこもりに関する電話相談、メール相談に加え、家庭を訪問し相談に応じる専門機関と連携し、相談者を適切な関係機関につなげられるよう支援します。	子育て支援課		*東京都ひきこもりサポートネットと連携した支援の実施 2件	○	今後も相談者に適切な関係機関につなげ、支援を実施していく。	継続
	6			ひきこもり等に関する情報提供機会の充実	広報誌や公式サイト等を活用し、子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で困難を抱えた場合における相談先について、幅広く情報提供を行っていきます。	子育て支援課		*広報や公式サイト等を活用した情報提供 (実績 相談会 広報 1件、公式サイト 2件)	○	今後も広報や公式サイト等を活用し、相談先について幅広く情報提供を行っていく。	継続
	7			就労支援	関係機関と連携して、就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、相談者の抱える状況に応じて支援していきます。 また、障害のある若者に対して一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」に地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労を支援していきます。	産業振興課 社会福祉課 障害福祉課 子育て支援課		*ハローワーク青梅や東京しごとセンター多摩との連携による各種セミナー、面接会などの実施 *関係機関が実施する事業についてのチラシ配布、広報紙・HPを活用した広報周知  *就労支援員による生活保護受給者等生活困窮者に対する就労支援を、ハローワーク青梅と連携して実施 ・生活保護受給者 14人 ・生活困窮者 51人  *障害者就労支援センター「エール」で、障害のある人への職業相談、職場定着支援、自立生活支援などの事業の実施  *就労支援を必要とする若者への専門機関の紹介 0件	○	引き続き、関係機関と連携しながら各種事業の実施に努めていく。  新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者が増加している状況にあり、今後も引き続き就労支援を実施していく  就労や生活に関する相談対応や就労先との調整など、障害のある若者に対する就労支援を行った。 近年、相談内容が多岐に渡る傾向があり、就労以前の心身や生活の問題への対応が必要になることがある。 今後も多様な相談への対応に向け、関係機関・部署の連携を強化していく。  今後も、就労支援を必要としている若者に対し、適切な専門機関を紹介し、就労支援を実施していく。	継続